

第五十五号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号から第五号までを次のように改める。

一から五まで 削除

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第八条第二項中「人事委員会」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「教育委員会規則」を「東京都教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）」に改める。

第十五条第二項中「六千四百円」を「一万六千円」に改める。

第二十条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

学校職員の特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改める必要がある。